

## 実習研修の実施要領に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、研修会等委員会内規第2条（4）に基づき、本医学会が主催又は共催する実習研修（以下「研修」という。）に係る実施要領について定めるものである。
- 2 研修は、研修会等委員会が担当し、リハビリテーション科専門医及びこれと同等の者が責任者として、リハビリテーション科専門研修プログラムに基づき行うものとする。
- 3 本医学会が共催する研修とは、本医学会以外の団体等と共同で企画、運営にあたる研修をいう。
- 4 共催する研修に係る運営経費等は、原則として本医学会から支出しない。ただし、やむを得ないと判断した場合には、研修会等委員会で検討し理事会に諮る。
- 5 研修を共催する団体等は、次の各号に定める基準によるものとする。
  - （1）相手方共催者についての基準
    - 1）国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
    - 2）学校等の教育機関及びこれらの連合体
    - 3）公益法人及びこれに準ずる団体
    - 4）その他理事会が適当と認めたもの
  - （2）事業内容についての基準
    - 1）本医学会の教育活動に寄与するもの
    - 2）研修参加者の募集が原則として全国にわたるもの
- 6 申請手続

共催による研修を申請する者は、年度毎に所定の研修事業申請書を次の各号に定めた書類と共に理事長に提出する。

  - （1）指導責任者及び指導者の名簿（所属施設・職名、所有資格等を含む。）
  - （2）研修の日程・時間割表及び研修内容
- 7 研修の承認
  - （1）研修会等委員会は、前項の研修事業申請書類に基づき審査を行う。
  - （2）理事長は、研修会等委員会が審査した研修に対して、理事会の議を経て研修共催を承認する。
- 8 研修の報告

- (1) 研修を実施した者は、研修の終了後次の各号に定める資料と共に、実施報告書を研修会等委員会に提出する。
  - 1) 研修内容に関するアンケートの集計報告
  - 2) 試験問題及び結果の集計（平均点・最高点・最低点）
  - 3) 出席者名簿
- (2) 研修を実施した者は、研修の終了後、事業実施報告書（収支決算を含む。）を理事長に提出する。

#### 附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行し、平成15年4月1日より適用する。

平成17年6月16日より施行する。

平成26年11月29日より施行する。

平成27年9月26日より施行する。

令和6年5月18日より施行する。